

中心市街地エリアの空き店舗を活用しませんか

大垣市商店街振興組合連合会では、空き店舗対策として、中心市街地エリアの空き店舗の所有者と利用したい人とのマッチングを継続的に行っています。商売を終えられた旧店舗、使っていない空き家、道路に面した倉庫など店舗として利用できる物件をお持ちのみなさま、飲食店や物販、オフィスとして活用しませんか。店舗改修についてのアドバイスもあわせてお伝えします。

詳しくは、同連合会（☎78-7496）へ。



吹付けアスベスト除去などに補助

アスベストによる健康被害を防ぐため、市内の建築物（取り壊し予定も含む）を対象に、吹付けアスベストの除去工事の費用の一部を補助します。

▶ 申込／12月26日までに、建築指導課で配布の申請書（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、同課へ持参

▶ 問合せ／同課（☎47-8436）へ



市HP

事業区分	補助対象 ※	補助額	募集件数
アスベスト除去などに要する費用（代替材の施工費用などを含む）	すべての建築物	費用の2/3以内 【上限200万円】	1件

※建築物石綿含有建材調査者が実施する含有調査や同調査者の計画に基づく除去工事で、令和8年1月30日までに完了するもの（申請前に、市職員による現場確認が必要）

地震に備えて！ 耐震診断などに補助

木造住宅の耐震診断や耐震改修費用などの全額または一部を補助します。命を守るため、ぜひご活用ください。

▶ 申込／12月26日までに、建築指導課で配布の申請書（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、同課へ持参

▶ 問合せ／同課（☎47-8436）へ



市HP

事業区分	補助対象	補助額	募集件数 ※1
耐震診断		費用の全額 （無料で診断を受けることができます）	10戸
耐震改修設計 ※4	昭和56年5月31日以前に着工されたもので、地階を除く階数が3階以下のもの	費用の1/3以内 【上限10万円】	1戸
耐震改修工事 ※4	※丸太組構法や国の認定を受けているプレハブ工法の住宅を除く	耐震補強の構造評点などにより異なります 【上限117万5,000円】 ※2	2戸
除却工事 ※4		都市計画の区域区分などにより異なります 【上限60万円】 ※3	4戸

※1 予算の上限に達し次第終了（先着順）
 ※2 構造評点0.7の改修の場合の上限は84万円
 ※3 市街化区域外の場合の上限は30万円
 ※4 令和8年1月30日までに完了するもの

通学路のブロック塀などの撤去に補助

小中学校の通学路に面するブロック塀などの撤去費用の一部を補助します。命を守るため、ぜひご活用ください。

▶ 申込／12月26日までに、建築指導課で配布の事前相談書（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、同課へ持参

▶ 問合せ／同課（☎47-8436）へ



市HP

対象者	対象工事	補助額	募集件数
ブロック塀などの所有者または管理者	市内にある、高さ1m以上のコンクリートブロック造、石造、れんが造などの塀で、小中学校の通学路に面しているものを撤去する工事	「撤去工事費の2分の1」の額、または「撤去する塀の延長(m) × 1万円」の額のいずれか少ない額 【上限20万円】	17件（先着順） ※予算の上限に達し次第、終了

※令和8年1月30日までに完了するもの

空き家の発生を抑制するための特例措置
 空き家の譲渡所得から3,000万円特別控除されます

制度の概要

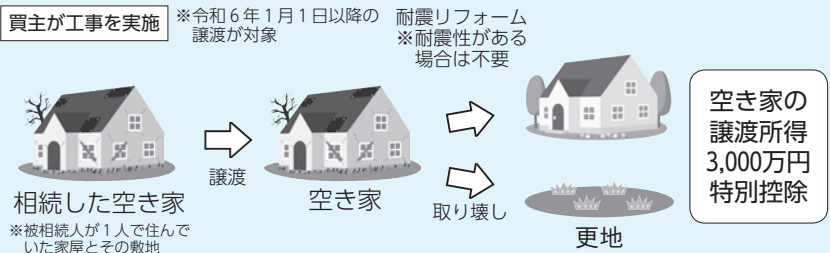
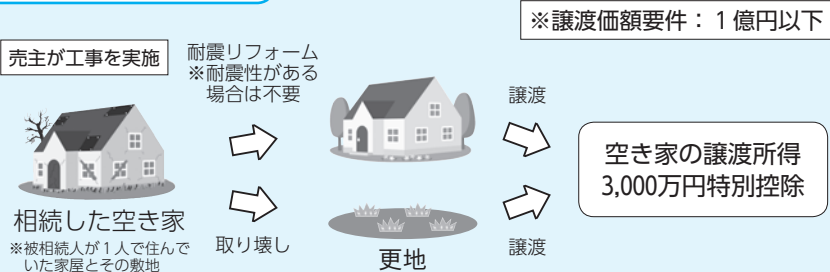
旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に建築）の家屋（空き家）を相続した場合に、相続発生から3年後の年末までに、耐震リフォーム後の空き家または取り壊した後の土地を譲渡した場合、その譲渡所得の金額から3,000万円が特別控除されます（適用期間：平成28年4月1日～令和9年12月31日）。

なお、令和6年1月1日以降の売却物件については、売買契約などに基づき、買主が譲渡の日の属する年の翌年2月15日までに、耐震リフォームまたは空き家の取り壊しの工事を行った場合も、控除の対象となります。

■ 譲渡所得税額の計算式

（譲渡価額－取得費※－譲渡費用[除却費等]－特別控除3,000万円）×20%
 ※不明の場合、譲渡価額×5%

制度のイメージ



被相続人居住用家屋等確認書の発行手続き

特別控除を受けるためには、大垣税務署への申告手続きが必要です。税務署へ申告される際には、「被相続人居住用家屋等確認書」が必要となります。この確認書は、相続した家屋などの所在する自治体において発行することになっています。

適用要件や発行手続きについて詳しくは、市HPをご覧ください。

適用要件や発行手続きについて詳しくは、市HPをご覧ください。

空き家 発生抑制

検索

勤労者福祉サービスセンターをご利用ください

大垣勤労者福祉サービスセンターは、働く人の福利厚生をお手伝いしています。

多種多様なサービスを提供していますので、ぜひご加入いただき、勤労意欲の増進、事業所のイメージアップにお役立てください。

詳しくは、同センター（☎93-1100）へ。



同センターHP

- ▶ 加入資格／大垣地域の事業所に勤務する人（パートタイマーを含む）および事業主 ※事業所単位で加入
- ▶ サービス内容／全国20万か所以上のレジャー施設や映画館、飲食店をはじめ、国内旅行などを優待価格で利用できるほか幅広いサービス、慶弔給付など
- ▶ 会費／1人800円（月額）
- ▶ 備考／事業主が負担した会費は、事業所の福利厚生費として税法上の損金または必要経費として計上可